

船橋市高齢者虐待防止事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号。以下「法」という。）の施行に関し、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律施行規則（平成18年厚生労働省令第94号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(立入調査の身分証明書)

第2条 法第11条第2項に規定する身分を示す証明書は、証票（第1号様式）とする。

(援助要請)

第3条 法第12条第1項の規定による警察署長に対する援助の要請は、高齢者虐待事案に係る援助依頼書（第2号様式）により行うものとする。

(面会の制限)

第4条 市長は、法第13条の規定により、高齢者虐待を行った養護者について当該高齢者との面会を制限する措置を講ずるときは、原則として当該高齢者及び当該養護者（次項において「当該高齢者等」という。）に、面会制限決定通知書（第3号様式）により、それぞれ通知するものとする。

2 市長は、前項に規定する措置を解除したときは、当該高齢者等に面会制限解除通知書（第4号様式）により、それぞれ通知するものとする。

(補則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年11月1日から施行する。

第 1 号様式

(表)

証 票			
第	号	年 月 日	交付
所 属			
氏 名			
上記の者は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 17 年法律第 124 号）第 11 条の規定による、立入調査を行う職員であることを証明する。			
船橋市長			印

(裏)

注 法第 9 条及び第 11 条の規定を記載すること。

第 2 号様式

高齢者虐待事案に係る援助依頼書

第 号
年 月 日

警察署長 様

船橋市長 印

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 1 7 年法律第 1 2 4 号）第 1 2 条第 1 項の規定により、次のとおり援助を依頼します。

依頼事項	日時	
	場所	
	援助方法	
高齢者	(ふりがな) 氏名	
	生年月日	
	住所	
	電話	
	職業等	
養護者等	(ふりがな) 氏名	
	生年月日	
	住所	
	電話	
	職業等	
	高齢者との関係	
虐待の状況	行為類型	
	虐待の内容	
高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じていると認める理由		
警察の援助を必要とする理由		
担当者・連絡先		

第 3 号様式

面会制限決定通知書

第 号
年 月 日

様

船橋市長 印

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 1 7 年法律第 1 2 4 号）第 1 3 条の規定に基づき、対象者との面会を制限します。

面会制限を受ける者	住所	
	氏名	
	生年月日	
面会制限する理由		
面会制限の対象となる高齢者	住所又は居所	
	氏名	
	生年月日	
面会制限開始日		
連絡先		

この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に市長に対して、審査請求をすることができます。

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は、市長となります。）提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に提起することができます。

第 4 号様式

面会制限解除通知書

第 号
年 月 日

様

船橋市長 印

年 月 日付け第 号により決定した、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 1 7 年法律第 1 2 4 号）第 1 3 条の規定に基づく対象者との面会制限を解除します。

面会制限を解除される者	住所	
	氏名	
	生年月日	
面会制限を解除する理由		
面会制限解除の対象となる高齢者	住所又は居所	
	氏名	
	生年月日	
面会制限解除日		
連絡先		